



発行所

横浜市港区港町1丁目1番

横浜市庁舎内
港 記 者 室

電話(045)671-3325
主筆 三村 貞夫



平成14年6月5日、第2回定例会、国旗掲揚阻止の実力行使・議長席を不法占拠・議会を冒涇・議長席 与那原寛子議員・局長席 井上 桜議員・退場を命ずる小林昭三郎議長（撮影者主筆）

市民の党

井上 桜議員の暴挙

市議会で掲揚されていた国旗を引きずり降ろし、さらにその国旗を燃やし、市議会に6時間近くにわたって立て籠もった事で、横浜市議会初の除名処分をされた井上さくら、与那原ひろこの所属政党。

よど号ハイジャック犯のリーダー田宮高麿と北朝鮮による日本人拉致の実行犯として手配されている森 順子の長男の森 大志を平成23年4月の統一地方選に擁立した。

関係する国会議員として

大河原雅子 川崎 稔 外山
斎 黒岩宇洋を政治資金収支
報告書に記載している。

収支報告書に記載されている事務担当者：天野外支子代表は新左翼過激派出身の酒井剛（通名：斉藤まさし 田 英夫の娘婿）市民の党代表 斉藤まさし・森 大志のつながり「日の丸」めぐり除名処分・政令市で初、横浜市議会・横浜市議会は平成14年6月25日の本会議で、議場での「日の丸」掲揚に反対し、議長席を占拠した女性市議2人のうち、井上さくら市議（37）＝所属党派・市民の党＝を除名とし、議員資格をなく奪した。

もう1人の与那原寛子市議（37）＝同＝も同日午後、除名となる見通し。

除名処分は地方議員に対する最も重い懲罰で、政令市の議

員が受けたのは初めて。

2人は「あらゆる法的手段を取る」としている。

審議、採決は井上市議、与那原市議の順で行われた。

「議決に先立ち、井上市議はひとりの愛国心にかかわる。政府は法制化されても強制しないと言っているが、これは強制だ。思想、良心の自由に反する。日の丸を数の力で押し通そうとしたことに問題の根本がある」と弁明した。」

市民の党は1996年（平成8年）、市民運動に取り組む人たちが神奈川県内各地で結成したとされる。

2
【共同通信】

横浜市議井上さくらが国旗掲揚反対パフォーマンスした過去・投稿者：TOMOCCHI
I 投稿日：2012年1月5日(木) 20時32分37秒。

&
&
&
&
&
&
&
&
&
&

事件の概要（経過）

平成14年5月22日、第2回
定例会・市会運営委員会決定
1、本会議場での国旗・

市旗の掲揚。

2
5月29日又は6月5日の

本会議から掲揚する。

平成14年6月5日、本会議
井上 桜・与那原寛子両議員
が国旗掲揚に反対し、開会前
から議長席等を不法占拠し、本
会議の開会を妨害した。

(上の写真参照)

開会・午前10時の予定が両議員の妨害で15時45分に再開。同日、懲罰特別委員会が設置された。

平成14年6月21日、懲罰特別委員会で、協議の結果、井上桜・与那原寛子両議員に除名の懲罰を科す事に決定。

平成14年6月25日、本会議を開き、井上 桜・与那原寛子両議員を除名することに決定。

& & & & & & & & & &

平成14年6月21日

懲罰特別委員会
○（関 貞彦委員長）懲罰特別委員会も本日で5回目を迎え、

中略

本日は、委員会として最終の結論を出していきたいと思っております。

それでは、議題に入ります。
市会議員井上さくら君に対する懲罰の件及び市会議員与那原寛子君に対する懲罰の件についてを議題に供します。

(嶋村勝夫委員) それでは、団
で検討いたしました内容に沿いま
して、意見表明をさせていただきます。

まず、懲罰に該当する行為について申し上げます。

6月5日の本会議の開会でありますけれども、開会前から、与那原君とともに議長席等を占拠し、会議の開会を妨害されました。

そして、2人が議長席等を占拠し続けたため、議長がやむを得ず議長席の横に立つて開会宣告をするという、こういう過去にない異例の事態を招きました。

議長の着席命令あるいは退場命

令にも従いませんで、議長席等を占拠し続けたために、議長はやむなく休憩せざるを得ない、そういう状況であつたと存じます。

その間、その間といいますが、それは休憩時でありまして、連営委員会議事などの議員の説得にも応じないで議長席等を占拠し続け、約6時間もの議会の空転を招いたわけでありまして。

再開後、議長が改めて退場を命じましたが、応じることなく、さらに傍聴席も、市民の党所属の県会議員(注・木内ひろし)でありますけれども、やじと怒号とも相まって議場全体を騒乱状態とさせました。

2人はあくまで議長の命令に従わなかったため、最終的には、議長の命を受けた事務局の職員によりまして、議場外に退場させられるという前代未聞の事態となつたわけでありまして。

これらの結果、当日予定されておりました、新しい市長と各会派代表との補正予算質疑は行うことができませんでした。翌日の6日に延期されたわけでありまして。

新市長と議会との論戦を期待して参られた多くの市民の皆さんの期待を裏切り、議会運営のみならず、さまざまな関係者に多大な迷惑をかけましたことは、重大事実であります。

以上の通り、井上君の行為は、議場の秩序を乱し、議会の品位を著しくおとしめるものでありまして、明らかに地方自治法及び横浜市会会議規則に反する懲罰を科すべきものであると思ひます。

私ども自民党は、今回の井上君らの行為は、議会を冒瀆し、民主

主義を否定するものでありまして、市政を進めるルールをつくるべき議員が、みずからルールを破り、議会の審議に重大な支障を与えましたことは、決して許されるべきではないと思ひております。

今回の行為は、何より我々多くの議員が目撃しているわけでありまして。本市会においても、過去に例のないケースであることから、懲罰特別委員会の中で明らかにされた事実経過なども含め、総合的かつ慎重に検討しました結果、自民党としては、除名処分を科すことが相当との判断に至りました。

みずからの行動の理由として、議長が公開質問状に回答していないなどとしておりますけれども、一方的に回答期限を設定し、文書回答がなかったことを理由に、自分たちの行動を正当化しようとするなど、全く自己中心的な身勝手なものでありまして、議長席を占拠するという実力行使で目的を達成しようとするなどということは、議員としてあるまじき行為であります。

議長は、事前に2人と面会をしており、事務局長も文書で見解を提示するとともに、運営委員会でも、これを冒瀆していると同つておりますし、その内容に見解の相違があるにいたしましたが、井上君の主張は事実と異なつておると思ひます。

なお、井上君は事務局長席、与那原君は議長席を占拠しましたが、当日の行動は事前に申し合わせた上のもので、両議員に対する懲罰は同等のものになる、このように私ども自民党は認識いたしております。

(谷田部委員) 我が団の結果について表明をさせていただきます。(中略) 断じて許すことはできず、そのことによって除名処分が妥当であると結論いたしました。

(石井睦美委員) 私から、公明党横浜市会議員団としての見解を申し述べさせていただきます。

井上、与那原両議員の行為は、(中略) 私ども公明党横浜市会議員団としては、除名処分を科すことが妥当と結論づけました。(小幡正雄委員) 懲罰に該当する行為といふことで、(中略) 私たちも慎重に検討しましたが、除名に相当すると考えています。

(関 貞彦委員長) 以上で、各会派の意見表明は終わりました。それでは、初めに、懲罰を科するかどうかについてを採決いたします。採決の方法は挙手といたします。

市会議員井上さくら君に対して、懲罰を科することに賛成の方の挙手を求めます。(挙手)

(関 貞彦委員長) 挙手多数。よつて、本件については懲罰を科することに決定いたします。

次に、懲罰内容について採決いたします。採決の方法は挙手といたします。意見表明では、除名と陳謝の発言がございましたので、まず、除名についてからお諮りしたいと思ひます。

本件については、市会議員井上さくら君に除名の懲罰を科することに賛成の方の挙手を求めます。(挙手)

(関 貞彦委員長) 挙手多数。よつて、市会議員と那原寛子君

よつて、市会議員井上さくら君に除名の懲罰を科することに決定いたします。

市会議員と那原寛子君に対する懲罰の件について

(関 貞彦委員長) 次に、市会議員と那原寛子君の件に入りま

す。

(嶋村勝夫委員) 除名処分を科すことが適当との判断に至りました。

(石井睦美委員)

除名処分を科すことが妥当という結論に達しました。

(谷田部委員)

除名処分を科すことが妥当という結論に達しました。

(小幡正雄委員)

やはり与那原寛子議員を除名とすべきだと判断しています。

(関 貞彦委員長)

初めに、懲罰を科するかどうかについてを採決いたします。採決の方法は挙手といたします。

市会議員と那原寛子君に対して、懲罰を科することに賛成の方の挙手を求めます。(挙手)

(関 貞彦委員長) 挙手多数。よつて、本件については懲罰を科することに決定いたします。

次に、懲罰内容について採決いたします。採決の方法は挙手といたします。意見表明では、除名と陳謝の発言がございましたので、まず、除名についてからお諮りしたいと思ひます。

本件については、市会議員と那原寛子君に除名の懲罰を科することに賛成の方の挙手を求めます。(挙手)

(関 貞彦委員長) 挙手多数。よつて、市会議員と那原寛子君

に除名の懲罰を科することに決定いたしました。

以上で、本日の審査はすべて終了いたしましたので、事務局に委員会報告書の朗読を求めます。

(委員会報告書を朗読)

(関 貞彦委員長) なお、市会本会議におきましては、審査の経過を私から口頭で報告させていただきます。

主筆の眼

裁判の結果、2名の除名は相当との判決(東高裁)が確定した。

「市民の党」は北朝鮮の拉致団体系から資金援助を受けていた。

菅直人(祖母は朝鮮人)前首相の資金管理団体「草志会」が2007年から2009年に「市民の会」「市民の党」「MPD・平和と民主運動」という政治団体に6、250万円の献金を行なった。

市民の会とは、斎藤まさし氏と酒井 剛氏を代表とする市民の党から派生した政治団体で酒井氏は「共産主義革命をめざす」と公言する過激派で、市民の党の機関紙である『新生』に、よど号ハイジャック事件のリーダー、故・田宮高麿が寄稿している。

田宮高麿が北朝鮮でつくったテロリストのエリート集団だ。

井上 桜議員は、前市長 鄭(中田宏、不倫疑惑解明の請願に賛成された唯一の議員であつた。

しかるに、太田正孝議員の「愛妾・大澤明子さん」の存在を認め(隠し子を認知)たうえで会派を

組み行動する事は、「市民の党」を名乗つて、市会議員になる為の方便(作戦)だったのか。